

○自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程に基づく分任倫理管理官の報告について（通達）

平成 12 年 9 月 19 日

海幕補第 4633 号

改正 平成 17 年 5 月 16 日 海幕補第 2878 号〔自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程に基づく分任倫理管理官の報告の一部変更について〔通達〕による改正〕

海上幕僚監部人事教育部長から各部隊の長・各種機関の長あて

自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程に基づく分任倫理管理官の報告について（通達）
標記について、下記のとおり定める。

記

1 任務の実施状況

- (1) 分任倫理管理官は、次の事項について倫理管理官に報告するものとする。
 - ア 自衛隊倫理規程（平成 12 年政令第 173 号。以下「倫理規程」という。）第 8 条に規定する飲食の届出状況
利害関係者との飲食の届出書（写し）を添付する。
 - イ 倫理規程第 9 条第 1 項に規定する講演等の承認
利害関係者の依頼に応じて行う講演等承認申請書（写し）を添付する。
 - ウ 倫理規程第 4 条第 2 項又は第 10 条に規定する相談
贈与等に関する規制に係る相談票（写し）を添付する。
 - エ 自衛隊員の職務に係る倫理の保持のため実施した処置等
- (2) 分任倫理管理官は、各四半期ごと、各四半期終了後 24 日以内に倫理管理官に対し、別紙様式第 1 で報告するものとする。ただし、初回の報告は、平成 12 年度第 2 四半期分からとする。
- (3) 分任倫理管理官は、自衛隊員倫理法等の周知徹底のために講じた施策（倫理感のかん養・保持等のための施策）について、各年度分を翌年度の 4 月末日までに倫理管理官に対し、別紙様式第 2 により報告するものとする。

2 違反行為の疑いがある場合

分任倫理管理官は、次に掲げる事項について判明した内容を記載し、速やかに倫理管理官に報告するとともに所要の向きに報告し、又は通報しなければならない。

- (1) 事案発生部隊等の名称
- (2) 事案発生日時及び場所
- (3) 事案関係者の官職、氏名、年齢及び入隊年月日
- (4) 事案の概要
- (5) 事案発覚の端緒又は推定原因
- (6) その他必要な事項

関連文書：海幕補第 3281 号（12. 6. 22）

添付書類：別紙様式

(倫理管理官)
海上幕僚長 殿

(分任倫理管理官)
職 名

任務の実施状況等について（報告）
標記について、下記のとおり報告する。

記

1 任務の実施状況（平成 年度第 四半期分）

	飲食の届出件数 (第8条)	講演等の承認件数 (第9条第1項)	相談受け件数 (第4条第2項)	相談受け件数 (第10条)
月				
月				
月				
計				

注：（ ）内は、該当する倫理規程の条項を示す。

2 自衛隊員の職務に係る倫理の保持のため実施した処置等

関連文書：海幕補第 4633 号（12. 9. 19）

(倫理管理官)
海上幕僚長 殿

(分任倫理管理官)
職 名

自衛隊員倫理法等の周知徹底のために講じた施策(倫理感のかん養・
保持等のための施策)について(報告)
標記について、下記のとおり報告する。

記

1 倫理法等の適切な運用を図るため行った施策(代表例)

(1) 会議等における指示・指導(日付、会議名、対象者、人数、内容等)

(2) 研修等における講座の設定、講座の充実等(日付、研修名、対象者、人数、内容等)

- (3) 公務員倫理にかかるパンフレット等の配布(日付、配布先、配布数、内容等)

--

注：一部添付(自衛隊員倫理審査会発行の自衛隊員倫理教本は除く。)

- (4) 管理・監督者による部下隊員への指導(ア代表的な指導事例、及びイ特色のある指導事例について、その内容等)

ア
イ

アの例：日常の業務の中で指導、課内の連絡会議での指導、文書の回覧による指導

イの例：課長から全課員にメールで趣旨等の周知を行った、管理職が個別に職員と面談し趣旨を徹底した

- (5) 公務員倫理マニュアル等の作成(日付、内容等)

--

注：一部添付

2 管理・監督者に対して特に講じた施策(代表例)

- (1) 会議等における指示・指導(日付、会議名、対象者、人数、内容等)

--

- (2) 研修等における講座の設定、講座の充実等(日付、研修名、対象者、人数、内容等)

--

- (3) 分任倫理管理官等用マニュアル、質疑応答集等の作成(日付、内容等)

--

注：一部添付

- (4) その他

--